

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の制定について

薬事衛生課

1. 条例制定の目的等

住宅の全部又は一部を活用した宿泊サービスの提供について、平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が公布された。法の施行日である平成 30 年 6 月 15 日以降は、年間宿泊数 180 日を超えない範囲であれば、県知事への届出を行うことで、住宅宿泊事業を営むことができることとなる。

住宅宿泊事業法第 18 条の規定により、県は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとされている。

本県では、市町村等の意見を踏まえ、生活環境の悪化を防止する必要がある区域及び期間について、住宅宿泊事業の実施の制限を条例で定めることとする。

2. 条例の概要

(1) 制限する区域及び期間

住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおり。ただし、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、または届出をしようとする者からの申請により、当該期間に住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと知事が認めて当該申請をした者に通知したときを除く。

区域	期間
○学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲 100 メートル以内の区域 ※幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校の休業日を除く。）
○児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設 ※助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター ○旅館業法施行条例第 3 条第 1 項に規定する施設 ※図書館、博物館、公民館等 上記施設の敷地の周囲 100 メートル以内の区域	当該施設が開所している日又は開館している日
○上記の区域のほか、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要である区域として規則（注）で定める区域	当該区域における住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の事情を勘案し、これを防止することが特に必要である期間として規則（注）で定める期間

（注）規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

(2) 経過措置

住宅宿泊事業を営む旨の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が(1)に規定する区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、(1)の規定の適用の日から 60 日を経過する日までの間は、(1)の規定は適用しない。